

障害者任免状況（障害者雇用率）及び今後の取組について

1 主 旨

令和3年6月1日現在の本区の障害者任免状況について、障害者雇用促進法第42条の規定による特例の認定を受けたことで、区長部局分、教育委員会分、その他の行政委員会分を本区全体の任免状況として合算・算定のうえ厚生労働省東京労働局に通報したため、以下のとおり報告する。

あわせて、法定雇用率（2.6%※）の達成に向けた今後の障害者雇用に係る取組について報告する。

※法定雇用率は令和3年3月1日に2.6%に引き上げられた。

なお、区長会申し合わせによる雇用率の目標は3.0%。

2 令和3年6月1日現在の障害者雇用率

令和3年6月1日現在の障害者雇用率等は以下のとおりである。

- 基礎となる職員数 2,965.5人
- 障害者数 62人（実数52人）
- 障害者雇用率 2.09%
- 雇用率達成のために採用しなければならない障害者数 15人

（参考）令和2年6月1日現在の障害者雇用率 2.08%

3 障害者雇用に係る今後の取組

今般の障害者雇用率の算定結果を踏まえ、以下のとおり、令和2年度に策定した障害者活躍推進計画に基づき、計画的な障害者採用を行うとともに、全庁的な受入体制の整備を推進することで、法定雇用率の達成と障害者が働きやすい職場環境づくりに取り組む。

- （1）計画的な障害者採用
- （2）全庁的な受入体制の整備

4 障害者任免状況（障害者雇用率）の公表

障害者雇用促進法に則り、厚生労働省に通報した障害者の任免状況を、速やかにホームページ上にて公表する。